

第9回 医学研究等における個人情報 の取扱い等に関する合同会議	資料1
平成28年12月7日	

第8回合同会議における主なご意見

第 8 回合同会議における主なご意見

- 第 8 回合同会議における主なご意見は以下のとおり。

主なご意見	
1	論点 1 で提案している改正個人情報法第 7 6 条第 1 項第 3 号の解釈は、法律に比べて狭すぎるのではないか。法律の枠組みを外すことができない領域については、個人情報保護委員会が定めているガイドラインを適用すべきではないか。【第 8 回資料 2 論点 1】
2	改正個人情報法第 2 3 条の例外の話なのか、改正個人情報法第 7 6 条の話なのか、それと重なる部分なのか、法律とは関係のない指針の話なのか整理されると分かりやすいのではないか。【第 8 回資料 2 論点 1】
3	研究グループの考え方について一定の定義が必要。研究グループという名前がついていれば大丈夫だとは全く言えず、また、改正個人情報法で要配慮個人情報定義され、ある面では今までより厳しくなって当たり前と考えることができる。その研究がどのような目的で行われるのか、情報をどのような使い方をするのかということはどこかできちんと見ていく必要がある。【第 8 回資料 2 論点 1】
4	研究の自由はとても大事だが、適切な方法で被験者を守る約束事は必要ではないか。【第 8 回資料 2 論点 1】
5	研究の自由と個人情報の保護が並んだ時に、研究者だから自由だという話ではなくて、きちんと研究が行われるという上で自由なのであり、単に研究者が研究を行っているからすべて自由だという話ではない。きちんとした研究計画が作成されて、実際に行われるということが大事。そのために、指針の中ではこのような形で研究をきちんと行ってくださいと規定するのは現状では一番適切である。【第 8 回資料 2 論点 1】